

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当天的に於ては、日曜日及び休日の翌日)

◇ 告 示 国民健康保険医の登録があつたものとみなされるもの

目 次

- ◇ 正 報 鳥取食糧事務所管内支所等の位置の変更
- ◇ 正 誤 鳥取県議会議事務局の組織等に関する規則中訂正
- ◇ 公安告示 昭和三十五年十二月鳥取県公安委員会告示第十三号の一部改正
- 土地の用途廃止
- 家畜伝染病予防法による結核病検査等の実施
- 飼料の分析検査の概要
- 保安林の指定
- 争議行為を行なう旨の通知
- 結核予防法による医療機関の指定
- 結核予防法による医療機関の辞退
- 国民健康保険法による療養取扱機関としての申出の受理があつたものとみなされるもの
- その他の都道府県療養取扱機関となる旨の申出の受理

告 示

鳥取県告示第八百二十五号

国民健康保険法(昭和三十三年法律第九十二号)第三十九条第三項の規定により同法同条第一項に規定する登録があつたものとみなされるものを、療養取扱機関の申出の受理並びに国民健康保険医及び国民健康保険業剤師の登録に関する政令(昭和三十三年政令第三百六十三号)第九条の規定により、次のとおり告示する。

昭和四十三年十二月十三日

鳥取県知事 石 破 二 朗

登録の記号及び番号	氏 名	登録の年月日
鳥国医 一、四〇〇	鶴野 正基	昭和四十三年十一月 四日
一、四〇一	細田 庸夫	十二日

鳥取県告示第八百二十六号

国民健康保険法(昭和三十三年法律第九十二号)第三十九条第三項の規定により同法同条第一項に規定する登録があつたものとみなされるものを、療養取扱機関の申出の受理並びに国民健康保険医及び国民健康保険業剤師の登録に関する政令(昭和三十三年政令第三百六十三号)第九条の規定により、次のとおり告示する。

昭和四十三年十二月十三日

鳥取県知事 石 破 二 朗

登録の記号及び番号	氏 名	登録の年月日
鳥国業 二二八	増谷 正	昭和四十三年十月 十七日
二二九	都田 徹郎	二十二日

鳥取県告示第八百二十七号

国民健康保険法（昭和三十三年法律第九十二号）第三十九条第三項の規定により同法同条第一項に規定する登録があつたものとみなされるものを、療養取扱機関の申出の受理並びに国民健康保険医及び国民健康保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十三年政令第三百六十三号）第九条の規定により、次のとおり告示する。

昭和四十三年十二月十三日

鳥取県知事 石 破 二 朗

登録の記号及び番号	氏 名	登 録 の 年 月 日
鳥国医 一、四〇二	塩 谷 彰 秀	昭和四十三年十一月十五日

鳥取県告示第八百二十八号

国民健康保険法（昭和三十三年法律第九十二号）第三十七条第五項の規定によるその他の都道府県療養取扱機関となる旨の申出を受理したから、療養取扱機関の申出の受理並びに国民健康保険医及び国民健康保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十三年政令第三百六十三号）第一条第二項の規定により、次のとおり告示する。

昭和四十三年十二月十三日

鳥取県知事 石 破 二 朗

療養取扱機関名	所 在 地	申出の受理年月日
	都道府県名	

〃	二二〇	森 下 悦 江	〃	二 十 六 日
鳥国医 一、三九九	金 田 健 一	〃	〃	三 十 日

鳥取県告示第八百二十九号

国民健康保険法（昭和三十三年法律第九十二号）第三十七条第一項に規定する療養取扱機関として、同法同条第三項の規定により申出の受理があつたものとみなされるものについて、療養取扱機関の申出の受理並びに国民健康保険医及び国民健康保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十三年政令第三百六十三号）第一条第一項の規定により、次のとおり告示する。

昭和四十三年十二月十三日

鳥取県知事 石 破 二 朗

療養取扱機関名	所 在 地	申出の受理の年月日
稲 田 医 院	西伯郡西伯町法勝寺三三の二	昭和四十三年十一月一日

鳥取県告示第八百三十号

結核予防法（昭和二十六年法律第九十六号）第三十六条第四項の規定により、次のとおり指定医療機関の辞退があつたので、結核予防法施行規則（昭和二十六年厚生省令第二十六号）第二十六条の規定により告示する。

昭和四十三年十二月十三日

鳥取県知事 石 破 二 朗

辞 退 年 月 日	指定医療機関の名称	所 在 地
昭和四十三年十月二十四日	稲 田 医 院	西伯郡西伯町法勝寺三三の二

筏津産科婦人科医院	倉吉市堺町二丁目三三九	岡 山	昭和四十三年十月 七日
田 中 医 院	鳥取市湖山町五八一	全 国	〃 〃 二十一日
稲 田 医 院	西伯郡西伯町法勝寺三三の二	〃	〃 〃 十一月一日

鳥取県告示第八百三十一号

結核予防法(昭和二十六年法律第九十六号)第三十六条第一項の規定により、医療機関を次のとおり指定したから、結核予防法施行規則(昭和二十六年厚生省令第二十六号)第二十六条の規定により告示する。

昭和四十三年十二月十三日

鳥取県知事 石 破 二 朗

指定年月日	名 称	所 在 地	開設者
昭和四十三年十一月二日	稲田 医院	西伯郡西伯町法勝寺三三三の二	中曾 良逸

鳥取県告示第八百三十二号

労働関係調整法(昭和二十一年法律第二十五号)第三十七条第一項の規定に基づき、恵仁会労働組合執行委員長井上一郎から争議行為を行なう旨の通知があつたので、労働関係調整法施行令(昭和二十一年勅令第四百七十八号)第十条の四第四項の規定により、次のとおり告示する。

昭和四十三年十二月十三日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 事件

- (一) 賃金引上げの要求に関する事。
- (二) 年末一時金の要求に関する事。

二 日時

昭和四十三年十二月十七日からこの事件が解決するまで

三 場所

米子市西町三十六番地鳥取大学医学部附属病院において、基準寝具の

供給を担当する組合員の属する全職場

四 概要

ストライキを含むあらゆる形の争議行為の一部又は全部を実施する。

鳥取県告示第八百三十三号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

昭和四十三年十二月十三日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 (一) 保安林の所在場所

- 米子市大篠津町字東五七の二、東ノ二七二の二、七四一の二、字安田三八四の二、三八五の四、字戎六九〇の四、七〇一の四、字高場八五〇の四、八五一の二、富益町字新開七 一の三、一の一六、一の二、一の三、一の四、字新開七 二の二、二の三、二の四、字新開四 五 〇の二、五〇の一〇、五一の一、五一の八、五三の一、五三の九、字新開五 五四の一、五四の三、五六の一、五六の九、五七の一、五七の八、字新開六 六七の一、六七の一四、六八の一、六八の一三、六九の一、六九の一七、字新開七 七〇の一、七〇の一〇、七 〇の一、七一の七、七三の一、字新開八 九九の一、九九の二、一 〇〇の一、一〇〇の三、一一二の一、一一二の九、字新開九 一二 一の一、一二一の三、一二八の一、一二八の四、一二八の六、一三 六の一、一三六の四、字新開拾 一三九の一、一三九の九、一四〇 の一、一四〇の一、一五四の一、一五四の五、一五五の一、一五 五の七、字新開拾壹 一六四の一、一六四の八、一八五の一、一八

五の五、一八八の一、一八八の五、一九八の一、一九八の七、字新開拾貳 二〇八の一、二〇八の四、二一〇の一、二一〇の八、二二五の一、二二五の一〇、字新開拾參 二二六の一、二二六の八、二三〇の一、二三〇の五、二三三の一、二三三の七、二三六の一、二三六の九、夜見町字砂浜一 三〇九の一、三〇九三の一、字砂浜二 三〇九五の一、三〇九五の一、三〇九六の一、字砂浜三 〇九七の一、三〇九八の一、三〇九九の一、字砂浜四 三二〇〇の一、三二〇一の六、三二〇二の一、字砂浜五 三二〇三の一、三二〇四の一、河崎町字大水落沖三三三三の四から三三三三の七まで、三三三四の一、三三三五の一、三三三六、三三三七、三三三八の一、三三三九、両三柳町字三保向七四五八一の二から四五八一の一二まで、字三右衛門道西北三〇五一の一五、字平左衛門道左右三〇八一の三、字代吉郎道西三〇八二の二、字御免地道東三一〇四の一(次の図に示す部分に限る。)、三一〇四の二、字御免地道西沖三二二四の一(次の図に示す部分に限る。)、三二二四の二、字新川西三一二五の二・三一二五の三(以上二筆について、次の図に示す部分に限る。)、三二二五の四、字幸助道左右三二九〇の二(次の図に示す部分に限る。)、三二九〇の三、字治平道左右三二九一の二から三二九一の三まで(以上三筆について、次の図に示す部分に限る。)、三二九一の四、字忠次郎道西三二〇三の四

- (二) 指定の目的
飛砂の防備
- (三) 指定施業要件
1 立木の伐採の方法

- (1) 主伐は、択伐による。
- (2) 主伐として伐採をすることができる立木は、米子地域森林計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- (3) 間伐は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

二 (一) 保安林の所在場所

米子市大崎町字高砂中二二八七の一、富益町字米川西六 四四二

五

(二) 指定の目的

飛砂の防備

(三) 指定施業要件

1 立木の伐採の方法

- (1) 主伐は、択伐による。
- (2) 主伐として伐採をすることができる立木は、米子地域森林計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- (3) 間伐は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、関係書類を鳥取県農林部林務課及び米子市役所に備え置いて縦覧に供する。)

鳥取県告示第八百三十四号

飼料の品質改善に関する法律(昭和二十八年法律第三十五号)第二十一条第一項の規定に基づき昭和四十三年九月に収去した飼料の分析検査の概

要を、同法同条第四項の規定により次のとおり告示する。

昭和四十三年十二月十三日

登録飼料

鳥取県知事 石 破 二 朗

製造事業場の所在地及び名称 飼料の名	登録番号	検 査		結 果		収 入 年 月 日 主 特 記 すべき 事項
		粗たん白質	粗脂肪	粗繊維	粗灰分	
境港市外江町3743の1 山陰くみあい飼料株式会社	5,555	17.0 17.7 16.0 16.5	3.0 3.2 2.5 3.0	5.0 3.2 7.0 2.8	8.0 5.5 11.0 9.3	
くみあい標準配合飼料 中難用1号配合飼料 くみあい配合飼料 成鶏用16特号マッシュ	5,160					
広島市出島町12の1番地 船入糧工業株式会社	4,914	20.0 20.9 19.0 19.5	3.0 3.8 3.0 3.0	6.0 3.1 6.0 5.0	9.0 7.0 9.0 6.0	昭和43年9月4日 鳥取市吉方 因伯通運株式会社吉方倉庫
ヒノマル完全配合飼料 若肉鶏用プロイラー-A	4,048					
ヒノマル完全配合飼料 若肉鶏用プロイラー-B	4,047					
成鶏用特号マッシュ	4,041	16.0 17.0 17.7	2.5 2.3 2.3	7.0 4.7 7.0	11.0 11.0 11.0	
ヒノマル完全配合飼料 成鶏1号	4,039	17.0 19.5	3.0 3.7	7.0 3.1	10.0 7.0	
ヒノマル中難用完全配合飼料						
坂出市駒止町1丁目4番地25号 日本農産工業株式会社坂出工場	4,474	16.0 17.1 16.0	2.5 3.4 2.5	7.0 3.3 7.0	11.0 9.9 11.0	昭和43年9月5日 鳥取市湖山町1194 鳥取マールエイ飼料株式会社倉庫
マールエイ印成鶏用完全配合飼料	4,475					
マールエイ印成鶏用完全配合飼料 マロヒット						
神戸市兵庫区明浜通3丁目20番地 兼三株式会社飼料工場	5,310	17.0 18.5 17.0	3.0 4.3 3.0	7.0 2.3 7.0	11.0 8.8 11.0	昭和43年9月4日 鳥取市富安335 中村産業株式会社倉庫
マールエイ印完全配合飼料 成鶏タカラ	5,311					
マールエイ印完全配合飼料 タカラマッシュ		16.9	4.5	3.3	9.0	昭和43年9月4日 鳥取市富安335 中村産業株式会社倉庫
神戸市葦合区小野浜町1の1地先 日清製粉株式会社神戸飼料工場						

日清印成鶏用完全配合飼料	4.578	17.0	2.5	6.0	11.0	昭和43年9月4日 鳥取市東品治町2番地の1 戸田 武商店
ニユーレゾホソトツツ	4.579	17.2	2.8	3.5	8.8	
日清印成鶏用完全配合飼料		15.0	2.5	6.0	11.0	昭和43年9月4日 鳥取市東品治町2番地の1 戸田 武商店
ニユーレゾホソトツツ		15.1	3.1	3.6	8.8	
玉野市築港5967番地 中国飼料合資会社						昭和43年9月4日 鳥取市東品治町2番地の1 戸田 武商店
カネニ印完全配合飼料 中雑用	3.003	17.0	3.0	7.0	10.0	
カネニ印完全配合飼料 大雑用	3.004	18.7	3.3	2.6	5.7	昭和43年9月4日 鳥取市東品治町15番地 鳥取丸紅畜産飼料株式会社 粗灰分過剩
カネニ印完全配合飼料 大雑用	3.004	14.0	3.0	7.0	10.0	
カネニ印完全配合飼料 大雑用	5.481	16.0	3.3	3.6	5.7	昭和43年9月4日 鳥取市東品治町15番地 鳥取丸紅畜産飼料株式会社 粗灰分過剩
成鶏探卵用カネニツツ	5.481	16.4	2.9	7.0	11.0	
神戸市兵庫区川中町45の15 丸紅飼料畜産株式会社神戸工場						昭和43年9月4日 鳥取市東品治町15番地 鳥取丸紅畜産飼料株式会社 粗灰分過剩
マルベニ印完全配合飼料	4.912	15.0	3.0	7.0	11.0	
成鶏飼育用マルベニツツ		15.1	3.2	3.3	11.7	昭和43年9月4日 鳥取市東品治町15番地 鳥取丸紅畜産飼料株式会社 粗灰分過剩
マルベニ印完全配合飼料 大雑用	3.541	14.0	3.0	7.0	10.0	
マルベニ印完全配合飼料 大雑用		14.3	3.4	3.5	10.0	昭和43年9月4日 鳥取市東品治町15番地 鳥取丸紅畜産飼料株式会社 粗灰分過剩
マルベニ印完全配合飼料	4.753	18.5	5.0	5.5	8.5	
若肉鶏肥育用デブ		18.5	5.6	3.0	5.9	

【備考】 検査結果の成分検査の欄中、「以上」を示し、「粗脂肪」の欄は、「以上」を示し、「粗繊維」の欄は、「粗灰分」の欄中、「以下」を示し、下段は分析結果のあるものを示す。当該場所において当該飼料を収去したことを示し、場収去年月日その他特記すべき事項の欄中、場所の表示のあるものは、当該場所において当該飼料の製造事業場において収去したことを示す。所の表示のないものは、当該飼料の製造事業場において収去したことを示す。

非 登 録 飼 料

製造事業場の所在地及び名称 飼 料 の 名 称	表 示 分	検 査		結 果		収 去 年 月 日 その 他 特 記 すべき 事項
		粗たん白質	粗脂肪	粗繊維	粗灰分	
境港市外江町3743番地の1 山隆くみあい飼料株式会社	表	14.0	2.0	8.0	8.0	昭和43年7月25日 境港市外江町3743の1 山隆くみあい飼料株式会社
くみあい配合飼料 肉豚用前期	表	14.2	3.4	3.0	6.1	
くみあい配合飼料 肉豚用後期	表	12.5	2.0	8.0	8.0	
くみあい配合飼料 肉豚用後期	表	13.1	2.8	3.9	5.8	
くみあい配合飼料 種豚用ハイブリード	表	14.5	1.5	7.0	9.0	
鳥取市湯所町2丁目143 倉谷魚肥製造所	表	45.0			30.0	昭和43年9月4日 鳥取市湯所町2丁目143 倉谷魚肥製造所
45.0% 魚粉	表	46.6			29.3	

50.0% 魚粉	表	50.0 52.8			28.0 25.2	昭和43年9月5日 鳥取市湖山町1194 鳥取マルエイ飼料株式会社倉庫
坂出市駒止町1丁目4番25号 日本農産工業株式会社 マールエイ印タネキソ [㊟]	表	15.0 16.3	2.5 3.2	7.0 5.0	11.0 6.6	昭和43年9月5日 鳥取市湖山町1194 鳥取マールエイ飼料株式会社倉庫
神戸市兵庫区東出町2丁目153 神戸くみあい飼料株式会社 くみあい配合飼料 若生肥育用キソダヒーフ前期	表	15.0 15.6	2.0 4.3	9.0 6.0	9.0 7.1	昭和43年9月5日 鳥取市吉方 因伯通運株式会社吉方倉庫
くみあいブーレットA	表	21.0 21.5	5.0 7.4	4.0 2.0	8.0 5.2	
くみあいブーレットB	表	18.0 18.6	2.5 3.4	4.0 1.9	8.0 4.5	
海南市日方1294番地の11 和歌山くみあい飼料株式会社海南工場 くみあいブーレットC	表	15.0 16.6	2.0 3.2	6.0 3.3	8.0 5.3	昭和43年9月5日 鳥取市吉方 因伯通運株式会社吉方倉庫
神戸市兵庫区東出町2丁目153番地 神戸くみあい飼料株式会社 くみあいブーレットB	表	22.0 22.9	3.0 4.2	4.0 3.7	8.0 5.5	昭和43年9月5日 鳥取市吉方 因伯通運株式会社吉方倉庫
くみあいブッシュー20	表	20.0 20.7	2.5 3.5	7.0 1.6	11.0 8.2	
境港市外江町3743番地の1 山陰くみあい飼料株式会社 くみあい配合飼料 乳牛用山陰特号	表	15.0 15.3	2.0 4.5	11.0 8.1	10.0 9.2	昭和43年9月5日 鳥取市吉方 因伯通運株式会社吉方倉庫
くみあい配合飼料 子豚用	表	16.0 17.1	3.0 4.1	6.5 3.7	8.0 5.4	
くみあい配合飼料 肉豚用前期	表	14.0 14.6	2.0 3.2	8.0 3.4	8.0 5.5	
神戸市兵庫区梅ヶ香町 株式会社増田製粉所 二種混合マールマス印 [㊟]		8.8			1.3	昭和43年9月4日 鳥取市富安333 中村産業株式会社倉庫
鳥取市東品治町1911 中嶋精麦製粉株式会社 粉 砕 麦		10.3			3.4	昭和43年9月4日 鳥取市富安西入田186 中嶋精麦製粉株式会社

鳥取県告示第八百三十五号

家畜伝染病の発生を予防するため、次の要領により、結核病検査、ブルセラ病検査及び肝てつ検査を実施するから、家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第六十六号）第六条の規定に基づき、牛の所有者に対して検査を受けることを命ずる。

昭和四十三年十二月十三日

鳥取県知事 石 破 二 朗

- 一 実施の目的 結核病、ブルセラ病及び肝てつ症予防のため
- 二 実施する区域 別表のとおり
- 三 実施の対象となる家畜の種類及び範囲
 - 1 結核病検査及びブルセラ病検査
 - 搾乳の用に供し、又は供する目的で飼育している雌牛及びこれらの牛と同一構内で飼育している牛。ただし、生後六月以内のもの及び分べん前後一月以内のものを除く。
 - 2 肝てつ検査
 - 牛。ただし、生後三月以内のもの及び分べん前後一月以内のものを除く。

マインロ麦ぬか混合飼料	8.6	3.5	昭和43年9月4日 鳥取市東品治町15番地 鳥取丸和畜産飼料株式会社
神戸市兵庫区川中町43の16 丸和飼料畜産株式会社神戸工場 マリンニ印完全配合飼料 成徳用ハイレナヤ	表	16.0 16.1 4.0 2.8 5.0 4.3 11.0 10.0	粗脂肪不足

【備考】 表示区分の欄中、「表」とあるのは、法第15条の2の規定により成分等表示票を附した飼料を示し、空白は、それら以外の飼料を示す。

検査結果の成分検査の欄中、上段は、表示成分量を示し、「粗たん白質」及び「粗脂肪」の欄は、「以上」を示し「粗繊維」及び「粗灰分」の欄は、「以下」を示し、下段は、分析結果を示す。

収去年月日その他特記すべき事項の欄中、場所の表示のあるものは、当該場所において当該飼料を収去したことを示し、場所の表示のないものは、当該飼料の製造事業場において収去したことを示す。

四 実施の期日 別表のとおり

- 五 検査の方法
 - 1 結核病検査、ツベルクリン皮内反応
 - 2 ブルセラ病検査、ブルセラ急速凝集反応及び試験管凝集法
 - 3 肝てつ検査、皮内反応及び虫卵検査

別表

結核病検査及びブルセラ病検査

実施の期日	実施区域	実施場所
十二月十八日十二月二十一日	関金町	明高、今西、荒田、崎山検診場
" "	赤碓町	大父、大父木地、山川、山川木地
十二月二十日十二月二十三日	大栄町	徳昌、比山、岩坪
" "	東伯町	平和
" "	"	岩本谷、大成
十二月二十三日十二月二十六日	倉吉市	大立、服部、服部開拓、下福田
" "	東伯町	中津原、三本杉、別宮、宮場、上法方
十二月二十四日十二月二十七日	大栄町	西高尾、東高尾、下種
" "	倉吉市	大河内、森、中野、倉吉市農業協同組合北谷支所、志津、才崎

肝てつ検査

二十日	船岡町	鳥取市	岩美町	国府町	気高町	国府町	十二月十七日
	大伊	大和	岩井	蒲生	谷	宝木	十八日
	郡家					大成検診場	

二十日	二十三日	二十四日	二十七日	二十日	二十一日	十八日	十七日
青谷町	鹿野町	気高町	郡家町	船岡町	鳥取市	岩美町	国府町
日置谷	小鷲河	鹿野	逢坂	郡家	大和	蒲生	宝木

二十一日	二十三日	二十四日	青谷町	日置谷
気高町	鹿野町	小鷲河	日置	日置谷
逢坂	鹿野			

鳥取県告示第八百三十六号
 建設省所管国有財産の土地は、昭和四十三年十二月二日から用途廃止した。

昭和四十三年十二月十三日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取市西品治字土手下三	三〇〇番地先から	三〇五ノ一番地先まで
場	所	面 (平方尺)
		九四・五〇
		道路敷

公安委員会告示

鳥取県公安委員会告示第七十五号

昭和三十五年十二月鳥取県公安委員会告示第十三号(道路の交通に関する規制について)の一部を次のように改正し、昭和四十三年十二月十三日から施行する。

昭和四十三年十二月十三日

鳥取県公安委員会委員長 澤 住 辰 蔵

3の項中

県道倉吉勝山線 倉吉市上古川一九六の五番地地先から同地内五三の一番地地先までの間

四六七メートル

三〇キロメートル

を

削る。

4の項中

県道倉吉江府線 倉吉市宮川町一六番地地先から同市河原町地内小鴨橋東詰までの間

二、二〇〇メートル

〃

を

県道倉吉江府線 倉吉市宮川町一六番地地先から同市河原町地内小鴨橋東詰までの間

二、二〇〇メートル

〃

県道米子境線 米子市両三柳三、三五六番の内第一地先から同地内官有無番地先までの間

一、四〇〇メートル

〃

に

県道米子境線 境港市福定町地内才私橋北詰から同市上道町二、一七一番地地先までの間

一、五〇〇メートル

〃

改める。

5の項中

日野郡溝口町溝口七〇一番地地先

を

日野郡溝口町溝口七〇一番地地先

米子市西福原二九四番地の一地先

米子市西福原一九二番地の一地先

米子市米原七五四番の二地先

米子市米原八一九番の一地先

米子市米原八六六番の一地先

米子市米原八九八番の五地先

米子市両三柳九六一番の一地先

米子市両三柳一、〇四四番の二地先

米子市両三柳九〇二番地先

米子市両三柳八六四番の二地先

米子市両三柳七七三番の一地先

米子市両三柳七七二番の三地先

米子市両三柳一、七〇一番地先

米子市両三柳一、六六〇番の一地先

米子市両三柳六八番の二地先

米子市両三柳六九番の一地先

米子市両三柳九六九番地先

米子市両三柳一、一八三番地先

米子市河崎七〇番地の二地先

米子市富益町官有無番地先

米子市富益町一〇〇番の一地先

米子市和町三、四三七番の一三地先

米子市和町三、二七一番地先

米子市大篠津町官有無番地先

米子市大篠津町官有無番地先

米子市大篠津町官有無番地先

政右衛門橋の約一三〇メートル北方

に改め

米子市大篠津町六九〇番地先
境港市佐斐神町字砂浜官有無番地先
境港市小篠津町官有無番地先
境港市新屋町三、三二三番地先
境港市竹内町三六五番地地先
境港市上道町二、一七五番地地先
境港市岬町官有無番地先
台場公園海側出口

6の項中

県道米子境線 米子市大篠津町九七三番地地先から境港市佐斐神町一、二五二番地地先までの間	一、三五〇メートル	〃	終日
市道境停車場線 境港市本町五九番地地先から同市本町二〇番地地先までの間	二二〇メートル	〃	〃

県道米子境線 米子市西福原字西福新町道東四六三番の三地从先から同市西柳官有無番地先までの間	四、二四〇メートル	車 両	〃
県道米子境線 境港市福原町内才仏橋北詰から同市上道町二、一七一番地地先までの間	一、五〇〇メートル	〃	〃
〃	〃	〃	終日

に を

改める。

8の項中

市道境停車場線 境港市本町五九番地地先から同市本町二〇番地地先までの間	二二〇メートル	車両(二輪のものを除く)	〃
-------------------------------------	---------	--------------	---

東伯郡羽合町大字長瀬字二光吉後一五一の七番地地先	一	牧田ガソリンスタンド前	〃
〃 三朝町大字山田一九九番地地先	一	藤本商店前	〃

東伯郡三朝町大字山田一九九番地地先	一		〃
-------------------	---	--	---

米子市尾高一、七五五番地地先	一		〃
----------------	---	--	---

米子市尾高一、七五五番地地先	一		〃
----------------	---	--	---

〃 西福原二九四番地の一地先	一		〃
----------------	---	--	---

〃 米原七五四番の二地先十字路	四		〃
-----------------	---	--	---

〃 八九八番の五地先	一		〃
------------	---	--	---

〃 両三柳二九九番の二地先	一		〃
---------------	---	--	---

〃 七七二番の三地先	一		〃
------------	---	--	---

〃 一、六六〇番の一地先	一		〃
--------------	---	--	---

〃 三、三五六番の内第一地先十字路	四		〃
-------------------	---	--	---

〃 三九番の四地先十字路	四		〃
--------------	---	--	---

〃 和田町官有無番地先	一	和田小学校海側入口	〃
-------------	---	-----------	---

〃 境港市佐斐神町字砂浜二八番地の二地先	一		〃
----------------------	---	--	---

〃 新屋町三、三二三番地先	一		〃
---------------	---	--	---

に を に を を に を

三、二六番地地先	一	
竹内町三六五番地地先	一	
官有無番地先	一	弓浜漁業協同組合前
福定町一、八〇一番地地先	一	

雑 報

鳥取食糧事務所管内の支所及び出張所の位置を次のとおり変更したのでお知らせします。

昭和43年12月13日

鳥取食糧事務所長 古 田 鉄 太 郎

支所又は 出張所名	移転年月日	新庁舎所在地
気高支所	昭和43年11月30日	気高郡気高町勝見字砂山844の30
気高支所 浜村出張所	"	"

正 誤

鳥取県議会事務局の組織等に関する規則（昭和四十三年十一月鳥取県議会規則第一号）中次の箇所に誤りがあったので、訂正する。

頁 段 行 誤 正
三 下 四 主事補 その他の職員

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

発行所 鳥取県鳥取市東町一丁目 鳥

取 県

【定価一部一箇月三百円（送料を含む。）】